

法務省刑総第1023号
令和2年10月21日

検事総長殿
検事長殿
検事正殿

法務省刑事局長 川原 隆 司
(公印省略)

被害者等に対する死刑執行に関する通知について (依命通達)

本日付け法務省刑総第1022号通達をもって平成11年2月9日付け法務省刑総第163号刑事局長通達「被害者等通知制度実施要領について」(以下「実施要領」という。)の一部を改正したところ、これに伴い、死刑の執行に関する通知に係る通知希望の申出の受理等について、本日から、下記のとおり実施することとしましたので、その適正な運用に遺漏のないように願います。

記

第1 通知の対象者等

- 1 通知の対象者(以下「通知対象者」という。)は、被害者、その親族若しくはこれに準ずる者又は弁護士であるその代理人とする。
- 2 通知は、提出された死刑執行に関する通知希望申出書(様式第1号。以下「申出書」という。)に通知先として記載された通知対象者(以下「通知希望者」という。)に対して行う。

第2 通知事項及び通知の方法

通知は、死刑を執行した事実について、当局から、通知希望者に対し、口頭又は文書その他適宜の方法により行う。

なお、死刑確定者が死刑の執行以外の事由により死亡した場合、当局は、通知希望者に対し、その旨を通知する。

第3 通知しない場合

通知することが困難な場合及び通知希望者から通知を必要としない旨の申出があった場合は、通知を行わない。

第4 通知希望の申出の受理に関する手続

1 通知希望の確認に関する手続

- (1) 死刑の裁判が確定した裁判所に対応する検察庁(以下「裁判確定検察庁」)

という。)の検察官は、死刑の裁判が確定した場合において、通知対象者に実施要領に基づく確定の通知を書面でするときは、死刑の執行に関する通知を受けることができる旨、問合せ先及び申出書の提出先を書面に付記するとともに、申出書の用紙及び死刑執行事実の通知に関する説明書(甲)(様式第2号。以下「説明書(甲)」という。)を同封し、通知対象者に実施要領に基づく確定の通知を口頭でするときは、死刑の執行に関する通知を受けることができる旨を告げるとともに、申出書の用紙の交付希望の有無を確認し、希望する者に対し、申出書の用紙及び説明書(甲)を交付又は送付する。

なお、裁判結果の通知の際、確定については別途問合せがあれば回答する旨付記するなどして確定の通知を省略している場合においても、適宜の方法により通知対象者に通知制度の案内及び死刑の執行に関する通知の希望の有無の確認が確実に行われるよう留意されたい。

- (2) 裁判確定検察庁の検察官は、死刑の裁判が確定した後、その確定を通知する機会以外で、通知対象者から通知を希望する旨の申出があった場合には、通知対象者に対し、申出書の用紙及び死刑執行事実の通知に関する説明書(乙)(様式第3号。以下「説明書(乙)」という。)を交付又は送付する。

2 申出書の受理、当局への連絡等に関する手続

- (1) 裁判確定検察庁の検察官は、通知希望の申出をする者から、申出書の提出を受ける。前記1、(2)の場合は、併せて通知希望者の本人確認書類の提出を受ける。
- (2) 申出書の提出を受けた裁判確定検察庁の検察官は、同申出書に受理印を押すつし、同申出書を保管するとともに、その写しを申出書の受理等に関する連絡書(甲)(様式第4号)に添付して通知希望者に交付又は送付する。
- (3) 裁判確定検察庁が当該死刑確定者について刑の執行指揮をすべき検察官の属する検察庁(以下「執行指揮検察庁」という。)に該当しない場合、申出書の提出を受けた裁判確定検察庁の検察官は、執行指揮検察庁の検察官に対し、同申出書の写し(本人確認書類の提出を受けた場合は同書類の写しを含む。)を死刑執行事実通知希望申出等に関する引継書(様式第5号)に添付して引き継ぐ。この場合、執行指揮検察庁の検察官は、同申出書の写しに受理印を押すつし、その写しを申出書の受理等に関する連絡書(乙)(様式第6号)に添付して通知希望者に交付又は送付する。
- (4) 申出書の提出又はその写しの引継ぎを受けた執行指揮検察庁の検察官は、当局に対し、死刑執行事実通知に関する連絡書(様式第7号。以下「連絡書」という。)により連絡する。連絡書には、申出書の写し(本人確認書類の提出を受けた場合は同書類の写しを含む。)を添付する。

執行指揮検察庁の検察官は、連絡書の写しを申出書又はその写しとともに保管する。

3 通知先等の変更に関する手続

(1) 通知希望者が通知先又は通知方法の変更を求める場合、執行指揮検察庁の検察官は、同通知希望者から、通知先等の変更に関する届出書（様式第8号）及び当該事項を明らかにする資料（以下「届出書等」という。）の提出を受ける。

(2) 届出書等の提出を受けた執行指揮検察庁の検察官は、当局に対し、通知希望者の通知先等変更に関する連絡書（様式第9号。以下「通知先等変更連絡書」という。）により連絡する。通知先等変更連絡書には、届出書等の写しを添付する。

執行指揮検察庁の検察官は、通知先等変更連絡書の写しを届出書等とともに保管する。

第5 申出書等の整理

被害者等通知の事務を担当する者は、自庁において、申出書の提出又はその写しの引継ぎを受けたときは、死刑執行事実通知整理簿（様式第10号）に所定の事項を登載するとともに、申出番号を同申出書又はその写しに記入する。同整理簿の進行番号は、同申出書の提出又はその写しの引継ぎを受けたときに1番号を付するものとし、同整理簿の暦年による進行番号を申出番号とする。申出書その他の関係書類は、申出番号順に編てつして整理する。

なお、各庁における関係書類整理のため、当局は、前記第2の通知をしたとき又は通知を行わないこととしたときは、適宜の方法により、執行指揮検察庁の検察官及び裁判確定検察庁の検察官に対してその旨を通知する。

第6 本通達実施前に死刑の裁判が確定した事件に係る通知について

- 1 本通達の実施前に死刑の裁判が確定した事件（以下「実施前の事件」という。）については、通知対象者に対する申出書の用紙及び説明書（乙）の交付又は送付、申出書、本人確認書類及び届出書等の受領等は当局において行う。
- 2 実施前の事件の通知対象者から、検察庁に対して通知を希望する旨の申出があった場合には、申出窓口が当局であること等制度について説明するとともに、当局に対応を引き継ぐ。

死刑執行に関する通知希望申出書	*1 申出 番号	第	年号
年 月 日			
申出人 <small>り が な</small> 氏 <small>ふ</small> 名 住 所 〒 電話番号			
死刑を執行した事実について通知希望の申出をしますので、下記のとおり、通知してください。			
記			
1 死刑確定者氏名等 ^{*2}			
2 通知先 (申出人と異なる場合のみ記載してください。)			
(1) 氏 <small>り が な</small> 名			
(2) 住 所 〒			
(3) 電 話 番 号			
(4) 申出人との関係			
3 通知先の方 (2, (1)) と事件との関係 (該当の項目に印を付けてください。)			
<input type="checkbox"/> ① 被害者 <input type="checkbox"/> ② 被害者の親族又はこれに準ずる者			
<input type="checkbox"/> ③ ①の弁護士である代理人 依頼者名:			
<input type="checkbox"/> ④ ②の弁護士である代理人 依頼者名:			
4 通知方法			
<input type="checkbox"/> 電話 (通知先の方 (2, (3)) の電話番号)			
※ 死刑執行後、法務省の職員から電話で連絡します。			
<input type="checkbox"/> 文書 (通知先の方 (2, (2)) の住所)			
※ 死刑執行後、法務省の職員から文書を書留郵便により郵送します。			
5 本手続に関する文書郵送時の封筒の表示			
※ 検察庁又は法務省から本手続に関する文書を郵送する際の封筒の差出人の記載について、次のいずれかを選択願います。			
<input type="checkbox"/> 組織名 (検察庁又は法務省) を記載			
<input type="checkbox"/> 組織名を記載せず、担当者の個人名のみを記載			

※ 留意事項

転居等の事情により通知先又は通知方法を変更するときは、「通知先の変更に関する届出書」及び変更内容の分かる資料 (運転免許証の写し等) を速やかに申出窓口へ提出してください。

(注意) 1 「*1」欄は、申出人の方は記入しないでください。

2 「*2」の「死刑確定者氏名等」については、通知を行う事件を特定するために記載していただくものですので、次の①から④までのいずれの方法によっても差し支えありません。

①氏名の記載, ②事件の発生時期及び場所等の記載, ③事件の新聞記事等の添付, ④その他事件を特定し得る適宜の方法

3 死刑確定者 1 名につき 1 通作成してください。

(用紙 日本産業規格 A 4)

死刑を執行した事実の通知について（説明）

1 通知内容

あなたが希望する場合、本件について、死刑が執行された事実（執行日及び執行場所を含む。）の通知を受けることができます。

2 通知希望の申出方法

通知を希望する場合には、同封の「死刑執行に関する通知希望申出書」に必要事項を記入して、下記の申出窓口に提出してください。

3 通知の方法

電話による通知の場合、死刑執行後、申出のあった通知先に、法務省の職員が電話した上、口頭で説明し、通知します。

書面による通知の場合、死刑執行後、申出のあった通知先に、法務省から、書面を書留郵便により郵送し、通知します。

（申出窓口）

〒 - ○○○○○○ 担当者あて
電話○○-○○○-○○○○（代表）

死刑を執行した事実の通知について（説明）

1 通知内容

死刑の裁判が確定した事件について、被害者や遺族の方が希望される場合、死刑が執行された事実（執行日及び執行場所を含む（※）。）の通知を受けることができます。

（※）本通知制度の施行前（令和2年10月20日以前）に執行された事案については、通知内容がこれと異なることがあります。詳細は、法務省刑事局被害者等通知制度担当にお尋ねください。

2 通知希望の申出方法

通知を希望する場合には、同封の「死刑執行に関する通知希望申出書」に必要事項を記入し、次の資料とともに、下記の申出窓口に提出してください。

（申出に必要な添付資料）

通知先の方の氏名、生年月日、住所と同じ氏名、生年月日、住所が記載されている次のいずれかの資料（申出書提出の日に有効なものに限ります）の写しを同封願います。

- ・ 運転免許証
- ・ 運転経歴証明書
- ・ 在留カード
- ・ 特別永住者証明書
- ・ 個人番号カード（表面のみ）
- ・ パスポート（旅券）
- ・ 国民健康保険又は健康保険の被保険者証
- ・ 国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証
- ・ 国民年金手帳
- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 身体障害者手帳

3 通知の方法

電話による通知の場合、死刑執行後、申出のあった通知先に、法務省の職員が電話した上、口頭で説明し、通知します。

書面による通知の場合、死刑執行後、申出のあった通知先に、法務省から、書面を書留郵便により郵送し、通知します。

（申出窓口）

〒 - ○○○○○○ 担当者あて
電話○○-○○○-○○○○（代表）

（注） 事例に応じ、不要の文字を削ること。

（用紙 日本産業規格A4）

様式第4号

申出書の受理等に関する連絡書（甲）

年 月 日

殿

検察庁
検察官
担 当
電 話
内 線

本連絡書添付の死刑執行に関する通知希望申出書については、年
月 日付けで受理しましたので連絡します。

転居等の事情により通知先又は通知方法を変更するときは、同封した「通知先等の変更に関する届出書」及び変更内容の分かる資料（運転免許証の写し等）を速やかに下記申出窓口へ提出してください。

（申出窓口）

〒 ー

住 所

検察庁

担当係

- （注1） 他の検察庁に引き継ぐ場合は、括弧内の文字を削るとともに、本文末尾に「本件については、今後、 検察庁に引き継ぎますので、引継ぎがあった後、 検察庁から連絡します。」と付記すること。
- （注2） 受理印を押なつた申出書の写し及び様式第8号を同封すること。
- （注3） 事例に応じ、不要の文字を削ること。

死刑執行事実通知希望申出に関する引継書

年 月 日

検 察 庁 検 察 官 殿

検 察 庁
検 察 官

〔 担 当 者
電 話
内 線 〕

下記の者から別添のとおり標記通知希望の申出があったので引き継ぎます。

記

申出人

申出番号 年第 号

様式第6号

申出書の受理等に関する連絡書(乙)

年 月 日

殿

検察庁
検察官
担 当
電 話
内 線

本連絡書添付の死刑執行に関する通知希望申出書については、年
月 日付で 検察庁から当庁に引き継がれましたので連絡します。

転居等の事情により通知先又は通知方法を変更するときは、同封の「通知
先の変更に関する届出書」及び変更内容の分かる資料(運転免許証の写し等)
を速やかに下記申出窓口へ提出してください。

(申出窓口)

〒 ー

住 所

検察庁
担当係

(注1) 受理印を押なつた申出書の写し及び様式第8号を同封すること。

(注2) 事例に応じ、不要の文字を削ること。

(用紙 日本産業規格A4)

様式第7号

死刑執行事実通知に関する連絡書

(庁名

検察庁)

申出番号	年 第 号
通知希望者氏名	
刑事局への引継年月日	年 月 日
死刑確定者氏名	
確定年月日	年 月 日
申出内容	別添死刑執行に関する通知希望申出書写しのとおり
参考事項	

(注) 事例に応じ、不要の文字を削ること。

(用紙 日本産業規格A4)

通知先等の変更に関する届出書	* 申出 番号	第	年 号
年 月 日			
<p>申出人^りが^な 氏 名 住 所 〒</p> <p>電話番号</p>			
<p>死刑執行に関する通知に関し、通知先又は通知方法に変更が生じたため、変更後の内容について下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 変更後の通知先（申出人と異なる場合のみ記載してください。）</p> <p>(1) 氏^りが^な 名</p> <p>(2) 住 所 〒</p> <p>(3) 電 話 番 号</p> <p>(4) 申出人との関係</p> <p>2 変更後の通知先の方（1, (1)）と事件との関係（該当の項目に印を付けてください。）</p> <p><input type="checkbox"/> ① 被害者 <input type="checkbox"/> ② 被害者の親族又はこれに準ずる者</p> <p><input type="checkbox"/> ③ ①の弁護士である代理人 依頼者名：</p> <p><input type="checkbox"/> ④ ②の弁護士である代理人 依頼者名：</p> <p>3 変更後の通知方法</p> <p><input type="checkbox"/> 電話（通知先の方（1, (3)）の電話番号）</p> <p style="padding-left: 20px;">※ 死刑執行後、法務省の職員から電話で連絡します。</p> <p><input type="checkbox"/> 文書（通知先の方（1, (2)）の住所）</p> <p style="padding-left: 20px;">※ 死刑執行後、法務省の職員から文書を書留郵便により郵送します。</p> <p>4 本手続に関する文書郵送時の封筒の表示</p> <p style="padding-left: 20px;">※ 検察庁又は法務省から本手続に関する文書を郵送する際の封筒の差出人の記載について、次のいずれかを選択願います。</p> <p><input type="checkbox"/> 組織名（検察庁又は法務省）を記載</p> <p><input type="checkbox"/> 組織名を記載せず、担当者の個人名のみを記載</p>			

- (注意)
- 1 本届出書には、変更内容の分かる資料（運転免許証等の写し）を添付してください。
 - 2 変更のない部分への記載は不要です。
 - 3 「*」欄は、申出人の方は記入しないでください。

様式第9号

通知希望者の通知先等変更に関する連絡書

(庁名

検察庁)

申出番号	年 第 号
通知希望者氏名	
刑事局への引継年月日	年 月 日
死刑確定者氏名	
通知希望者の通知先	別添通知先等の変更に関する届出書写しのとおり
参考事項	

(注) 事例に応じ、不要の文字を削ること。

(用紙 日本産業規格A4)

様式第10号

死刑執行事実通知整理簿			
申出番号	第	号	申出書受理日*1
			年 月 日
ふりがな 死刑確定者氏名 (生年月日)		(年 月 日生)	
確定年月日		年 月 日	
他 庁 か ら	引継ぎ元 検察庁(支部)	検察庁 支部	
	他庁申出番号	年第 号	他庁申出書受理日 年 月 日
他 庁 へ	引継ぎの日	年 月 日	
	引継ぎ先 検察庁(支部)	検察庁 支部	
刑 事 局 へ	引継ぎの日	年 月 日	
備 考			

- (注意) 他庁に引き継いだため不明な事項その他該当しない事項については、記入を要しない。
- *1 他庁(支部)から死刑執行に関する通知希望申出書等の写しの引継ぎを受けた場合には引継ぎを受けた日を記入する。
- *2 事例に応じ、不要の文字を削ること。